農薬は安全・適正に使いましょう

使用に先立って 農薬はいつ、どこで、何に、どれくらい使うかなど、使用計画をたてて 購入する。
□IPMの考え方に基づいて農薬以外の防除対策にも取り組む。
□ 使用する作物に登録があることを必ず確認する。
□ 農薬のラベルに書いてある使用基準等を よく読んで、必ず守る。
□ 毒物・劇物を購入する時は、住所、氏名、職業等を記入し、 捺印した譲受書を提出する。
□ 無人航空機により空中散布を行うときは、県へ実施計画 書を提出する。
□周辺住民に対して、事前に十分な周知をはかる。
使用にあたって
□ タオル、目薬、洗顔・うがい用の水を準備する。□ 薬剤に見合った保護具を着用する(農薬用マス り、防除衣、保護メガネ、不浸透性手袋)。
□ 周辺の農作物や環境(住民、動物、魚、ミツバチ等)に留意し、 飛散しにくい剤型や施用方法を検討する。
□ 散布の際は風向きや風速に注意し、散布機の圧力や ノズルの噴霧状態を調整する。
□特に、学校や通学路、住宅地近隣の農地では、 十分注意する。
□ 土壌<ル蒸剤を使用する場合は、必ず 被覆し、周囲への拡散を防止する。 □ 長時間の連続散布は2時間を 限度とする。
使用が終わったら
□ 農薬の使用状況 (農薬の名称、使用日、使用場所、使用した農作物、希釈倍数、使用量、 気象条件等) を記録する。
□残液は散布ムラの調整などに使用し、河川、水路、ため池に流さない。
□ 散布器具、タンク、ホースなどを十分に洗う。 洗浄水を河川等に流さない。
□ 農薬の空びん、空袋、有効 期限の過ぎた農薬は、適正 □ 石鹸などで身体、衣服をよく洗う。

農薬は正しく保管・管理しましょう

農薬の保管・管理

- □「普通物」と「毒物」「劇物」を区別して、鍵のかかる所に 保管する(ガラス戸等で壊れやすい所は不可)。 「毒物」「劇物」に該当する農薬は、保管庫に「医薬用外」 の文字と「毒物」または「劇物」と表示する。
 - ※普通物とは、毒物、劇物に 該当しないものを指して いう通称



□ 子供や第三者が触れたり持ち出したりできない所へ保管する。



- □ 万一、盗難や紛失の時は、直ちに最 寄りの警察署へ届け出る。
- □ 除草剤は他の農薬と区別して、保管する。

□ 誤飲、誤用の原因となるので、食品と 区別して保管する。また、他の容器に 移しかえての保管は絶対にしない。



□原液を小分けして他人に譲渡しない。



- □ 農薬は必要量を購入することを基本 とする。
- □ 不要な農薬は産業廃棄物処理業者に 処理を依頼する。

※使用後、身体に異常を感じたら、すぐに医師の診察を受ける。 (使用した農薬の容器を持参する。)



※農薬の使用・保管にあたっては、あるべき農業生産を実践するためGAPに取り組みましょう。